

学校において予防すべき感染症一覧



【医師の「治癒証明書」が発行されるまで、出席停止になる感染症】	治癒証明書
第1種 （原則または必要に応じて指定医療機関入院・治癒するまで出席停止）	必要
エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイ ルスに限る） 中東呼吸器症候群（MARSコロナウイルスに限る） 特定鳥インフルエンザ	
第2種 （児童生徒によく発症し、学校において流行を拡げる可能性の高い感染症）	必要 ※インフルエンザの み、治癒証明書は必要 ありません。
インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種 （学校において流行を拡げる可能性があり、出席停止扱いをすることがあり得る感染症）	必要
コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎	

【通常、病気欠席扱いになる感染症】

これらの感染症は、通常の状態では、感染力の弱い疾患のため、風邪等と同様に病気欠席扱
いとします。これらの感染症が出席停止となる場合は、学校より連絡させていただきます。
その際は「治癒証明書」の提出が必要となりますので、ご了承ください。

	治癒証明書
第3種、その他の感染症 （学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、感染 拡大を防ぐ目的で出席停止を行う感染症） <u>※必ず出席停止を行うべきものではない</u>	不要 （通常、病気欠席扱い のため、特別な場合を 除き治癒証明書は必 要ない）
（例）溶連菌感染症 感染性胃腸炎 マイコプラズマ感染症 伝染性紅斑（リンゴ病） 手足口病 伝染性軟属腫（水いぼ） 伝染性膿痂疹（とびひ） ヘルパンギーナ 等	

★ご不明な点等がございましたら、学校までお問い合わせください。